

生かそう憲法  
くらしと政治に

# あおどろ

2009年10月15日

Vol.40

発行  
あおどろ法律事務所  
〒810-0041 福岡市中央区大名2丁目7番11号  
TEL 092-721-1425 FAX 092-721-1498

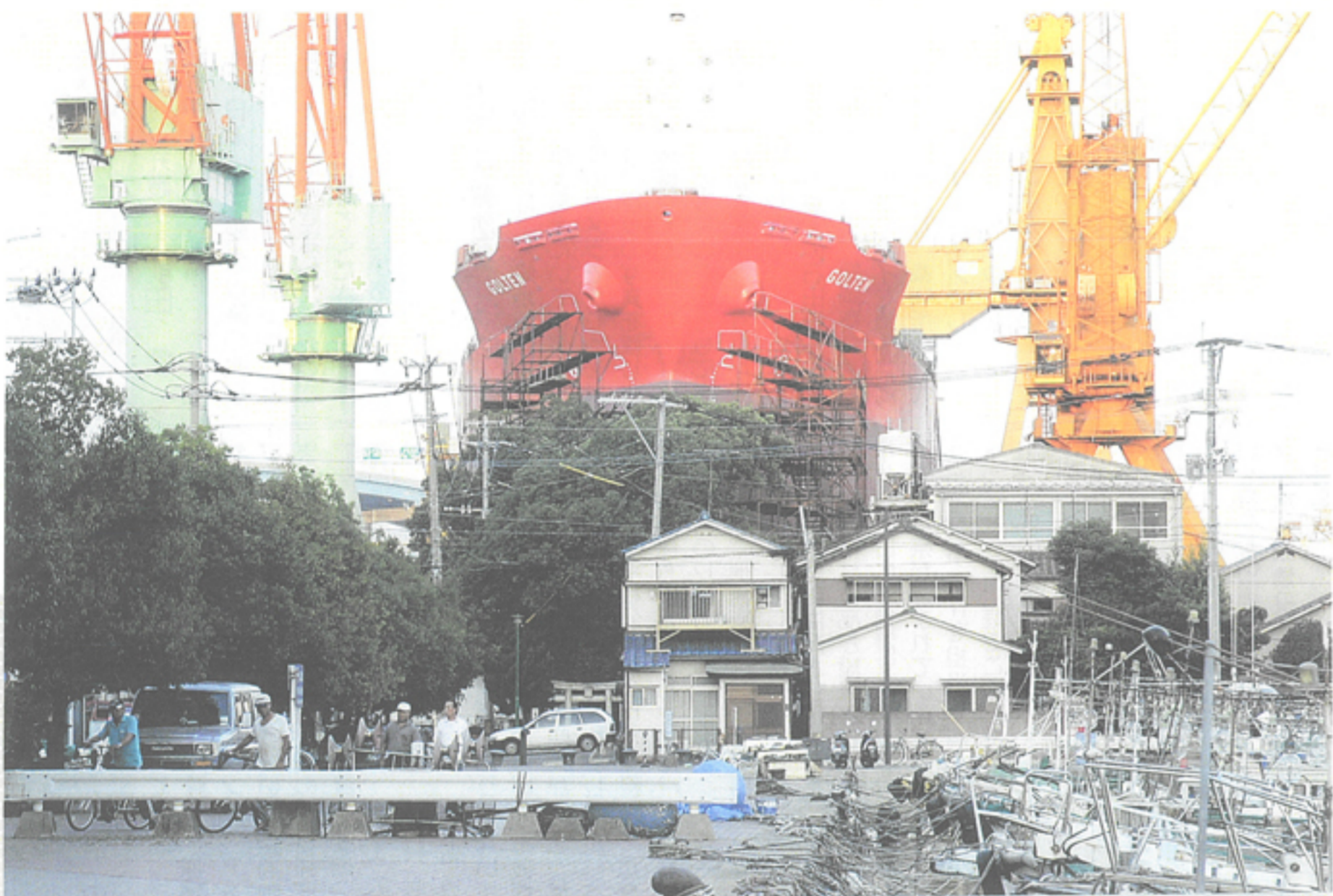


photo 前田 豊

### 「博多港」

2007年に撮影した福岡市中央区港三丁目の夕景です。福岡造船のドックがあり、建造中の船が民家を押し分けて来そうです。とてもシュールな風景ですが、ここは紛れもなく博多港の一隅。近くには鮮魚市場があって、都市高速道路の荒津大橋の眼下で数万トンのタンカーが造られているということで、エネルギッシュな景観に対し、第19回都市景観賞一般表彰が授与されたとのこと。

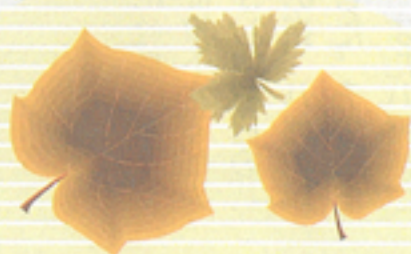
なお、所員の異動ですが、法テラスのスタッフ弁護士の上加世田嘉隆弁護士が1年間の研修を終えて鹿児島県の法テラスに赴任し、かわって大橋征平(しょうへい)弁護士が1年の予定で当事務所に研修に入りました。

今後とも、よろしく御指導・御鞭撻下さいませよう願っています。

弁護士 前田 豊

### あおどろ法律事務所

- 弁護士 前田 豊
- 弁護士 古屋 勇一
- 弁護士 古屋 令枝
- 弁護士 小宮 和彦
- 弁護士 中村 伸子
- 弁護士 大橋 征平



似てはいないかもしれないがフクロウがいい。いつもじっと考えている森の賢者(実は眠っているのかもしれない)。何となく癒される大きくて不思議な顔。そんな存在がいい。



弁護士 小宮 和彦

牛か猫。おっとりしているが時に突っ込むから牛。個性を大事にするから猫。飼い猫が亡くなって1年半、そろそろ猫と暮らそうと思うこの頃です。



弁護士 前田 豊



私を動物にたとえたら

弁護士 中村 伸子



「狼だそうです。以前、動物占いが流行ったところ、私が狼だということと事務所のみんなから「当たってる!」と言われました。」



弁護士 古屋 勇一 弁護士 上加世田 嘉隆

外見は、肥満体の熊でしようか(黒豚という声もありますが)。あこがれは、アイヌ民族に「カムイ・チカブ」(神の鳥の意)と呼ばれる孤高の森の王者、シマフクロウです。

顔は「わがまま猫」(ちよつと違う?)、年齢は「シーラカンス」(程遠い!)、体型は「サラブレッド」(これも違う?)、性格は「ナマケモノ!」これが私の自己分析によるとビッグタリです。



新人です、よろしく  
お願い致します  
大橋 征平

出身地は千葉県です。年齢は31歳です。趣味は、下手の横好きですが、カラオケです。未熟者ですが、依頼者のため頑張りたいと思います。1年間よろしくお願いたします。



弁護士 古屋 令枝  
アヒル  
優雅に水に浮かんでいるけれど、水面の下は激しく足を動かしている。本来は白鳥に使われていますが、どうみてもアヒルでしょう。

### 森 礼子

以前、初めて会った人に「うちで飼っているハスキー犬に似ている」と言われたことがあります。確かに顔は日本の(?)ではないかなあと思ったりしますし、体型もきっと大型犬の部類に入ります。調べてみたら、「適度な警戒心はあるものの、一見の他人にも友好性を示す事があるので、番犬には必ずしも適当ではない」そうです。似ているかもです。

### 高津 千絵

レッサーパンダです。フルーツ好きなところがにているかな...と思います。4年程前に話題になった、2本足で立つ「風太」にあいたいです。



### 石橋 由香

甥は年長さんになり、だいぶ重くなりましたが、抱っこやおんぶをせがまれると疲れてても街中でもつついご希望に応じてしまいます。その姿はまるでコアラの親子。でも実際は親子じゃないし、甥は私と結婚すると言ってまーす!

### 平島 照巳

手が長いのでテナガザルです。手じゃなく足が長ければフラミンゴと書いたのですが...。残念です。

### 佐藤 亨恵

アリとキリギリスで言えば、まさしくキリギリス(動物?)。典型的な利那主義です。冬(老後)が来るのが怖い...と言いつつ遊び暮らすのです。

### 橋本 絵美

寅です。(干支が「寅」なので。阪神ファンではありません!)。同級生で集まると「寅年やけん、みんな気が強いとよね!」と変に納得しあっています。家族はウサギと羊なので、寅の私は力強い存在(のはず)です。

# 核兵器のない世界へ

弁護士 前田 豊

## 長崎原爆資料館に行く

今年の夏、久しぶりに長崎原爆資料館を訪れました。

そのわけは、「写真が語る原爆投下」(工藤洋三・奥住喜重著 二〇〇五年)という記録集を読んで、原爆投下に関する真実に触れたからです。この本は是非ご覧になることをお勧めします。

また、四月、アメリカのオバマ大統領がプフ八で、「核兵器を使った唯一の国として核兵器のない世界を実現するために努力する道義的責任がある」ことを明言し、世界的に、核廃絶への潮流が生れているからです。

さらに、被爆当時の長崎地裁所長の石田寿さんが撮った被爆の写真が原爆資料館に展示されていることを知り、その写真を見たいと思ったからです。

そして、何より、私の父が爆心地から一・七kmの三菱造船所稲佐製材工場で被爆した被爆者で、母も日赤看護婦として疎早で被爆者看護した被爆者だからです。人ごとではありません。久しぶりに訪れた長崎原爆資料館は、静かに被爆の実相を語

り、日清、日露戦争以降の戦争の果てに原爆投下があったことを訴えかけてきました。みなさんも、訪れてみてください。きっと何か新たな発見があると思います。

## 原爆と地裁所長

石田寿さんは、長崎地裁の所長でした。所長官舎にて被爆しました。趣味のカメラで爆心地を撮影して回り、百枚の写真を残しました。原爆資料館では、有名な山端庸介さんの写真などとともに被爆後の中町教会を撮った写真が展示されています。

石田さんの息子の石田穂一さんは、平成三、四年、福岡高裁の長官でした。蝶ネクタイを締めて洒落な雰囲気があり、裁判所を近代化しようとする開明派でした。今は沖繩に定住され「ゆたか はじめ」のペンネームで鉄道のエッセイを書かれています。

## 原爆で燃えた資料

戦争末期、日本は沖繩戦で敗れたのに、戦争完遂の方針をとりました。本土決戦に備えて中央集権から地方分権に切り換え、長崎の控訴院を福岡に移転して九州の

司法の中核にしようとした。長崎から文献や裁判資料を三台の列車に乗せて運ぼうとしたものが、列車一台分だけを送り、二台分は八月九日、原爆により燃えてしまいました。今、福岡高裁の資料室には「長崎控訴院」のスタンプが押された文献が収蔵されています。原爆を逃れて送られたものです。しかしたくさんの貴重な資料が原爆で失われました。

## 浦上刑務支所

爆心地には浦上刑務支所がありました。中国人や朝鮮人を含む収容者、刑務官、家族ら一三四人が一瞬にして原爆の犠牲となりました。そこは平和公園になり、平和祈念像が建ちました。わずかに、今も当時のレンガ塀の一部が残っています。刑務支所は、近くの白鳥町に移転しましたが、引越先の拘置支所の庭には高さ三〇cmの平和祈念像の試作品が設置され、毎年八月九日には拘置支所職員らの手で慰霊祭が営まれています。私にはある刑事事件を担当し面会に行ったときに、庭でこの小さな平和祈念像の影像を見つけました。

## 原爆の真実

なぜ原爆は広島と長崎に投下されたのか、なぜ長崎では浦上に投下されたのか。これまでそんな疑問を持っていました。しかし、「写真が語る原爆投下」(工藤洋三・奥住喜重)を読んで、その疑問は

氷解しました。同時に、今回、長崎原爆資料館を訪問して、同書の記載が正しいことが裏付けられました。

## 原爆投下計画

アメリカは、原爆を計画的に用意周到に準備して行きました。投下目標は、京都、横浜、広島、小倉、新潟、長崎が候補に上がりました。広い人口集中地域であること、直径5km以上の広さがあること、ウ、既に空襲で破壊されていないことが条件でした。原爆の都市破壊の効果を検証できる都市を狙ったのです。

## 広島と長崎

なぜ、アメリカは広島だけでなく長崎にも投下したのでしょうか。それはアメリカがウラム型原爆(通称「リトルボーイ」と「ファットマン」)とプルトニウム型原爆(通称「ファットマン」)の二種の原爆を開発したことに理由がありました。その両方の違った内容の原爆の威力を実験する必要があったのです。広島で「リトルボーイ」を使い、長崎で「ファットマン」を使ったのです。さらにアメリカは、「ファットマン」に似せた形の通常爆弾、「パンフキン」という模擬原爆を富山、新居浜、神戸、名古屋、大阪など日本各地に投下して原爆の投下実験をしました。実験は徹底して行いました。

## 原爆許すまじ

三たび許すまじ原爆を。

## 正しい裁判員になるために

### 第三回 裁判員に選ばれるまでの流れ(後半・その一)

1 裁判員が選ばれるまでの手続き——呼出状が届く

8月3日から6日まで全国初めての裁判員裁判が東京地方裁判所で行われました。この「あおぞら」が皆さんのお手元に届く頃には福岡地方裁判所でも始まっていると思います。

2 選任手続期日のお知らせ(呼出状)

青空花子さんは、平成21年9月3日、自宅の郵便受けに裁判所からの封筒が入っているのを見つけました。封筒の中には、福岡地方裁判所から花子さん宛に「裁判員等選任手続期日のお知らせ(呼出状)」というタイトルの書面が入っています。裁判所に出るよう書かれていました。その他、「質問票」、「裁判員候補者に選ばれた方々へ」(パンフレット)など、いろいろな書類が同封されています。

## くじで候補者を選んで呼出

裁判員裁判の対象となる事件

## 質問票

同封されている質問票には、前

(連載第1回参照)が地方裁判所に起訴されると、裁判所は、前回は説明した裁判員候補者名簿の中から、くじでその事件の裁判員候補者を50から100人程度選んで、この呼出状を送ります。この呼出状は、遅くとも選任手続期日の6週間前までに送ることになっています。

【裁判員裁判を行うのは地方裁判所だけ(全国で60か所)】

なお、裁判員裁判を行う裁判所は、地方裁判所の第一審だけです。しかも、すべての地方裁判所ではなく、都道府県庁所在地にある本庁(50か所)と取り扱う事件数が多い一部の地方裁判所支部(10か所)に限られています。福岡県では、福岡市にある福岡地方裁判所本庁と、北九州市にある福岡地方裁判所小倉支部の2か所です。ただし、裁判員に選ばれるのは裁判員裁判を行う裁判所の所在地の居住者に限定されるのではなく、各都道府県全体の居住者から選ばれます。

回説明した裁判員を辞退できる場合(重病、介護など)に当てはまるかどうかを回答する欄があり、回答を記入して期限までに裁判所に送り返すように指示されています。

花子さんは、正直に回答を記入して返信用封筒に入れ、翌朝、通勤途中に郵便ポストに投函しました(質問票に虚偽の記載をして裁判所へ提出すると50万円以下の罰金又は30万円以下の過料の制裁を受けることがあります)。

そして、花子さんは、出勤してすぐに、上司に、裁判員候補者に選ばれて10月26日に裁判所に行かなければならないこと、もし、裁判員が補充裁判員に選任されたらその日から呼出状に書かれている裁判の日には裁判所に行かなければならないことなどを報告し、休暇を申請しました。

裁判員候補者に選ばれたことを公にすることは法律で禁止されていますが、ここに言う「公にする」とは、出版、放送、インターネットなどの手段で、不特定多数の人が知ることができるような状態にすることをいいます。従って、家族や友人、職場の上司や同僚など特定の人に知らせることは禁止されていません。

また、従業員が、裁判員を務めるために必要な休暇をとることは労働基準法で認められており、裁判員特別休暇制度を作った企業も増えていくようです。次回からは、いよいよ、裁判所内での手続きに入ります。

## お世話になりました

「あおぞら法律事務所」での一年間の養成があつという間に過ぎました。民事、刑事を問わず、変なところまで聞かされた回答ができません。いつも感じることです。変な回答でもしようもんなら「あの弁護士がこう言った」なんてなつて、その依頼者に多大な迷惑をかけてしまいます。まだ文句でも言ってきたらいいけれど、もし私の間違つた回答を信じてしまい、問題があらぬ方向にでもいつてしまったらと考えると、ちよつと怖いのです。

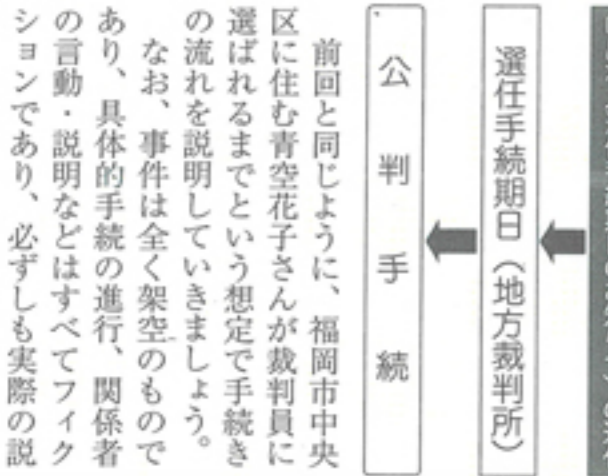
また、依頼者は、当然のこと、現実的、具体的な回答を求めます。それも、教科書に書いていないいわば実務的な知識を求めます。そんな知識も持ち合わせず経験も絶対的に不足している私にとって、それに答えることは、毎日毎日、不安と緊張の連続でした。

でも「あおぞら法律事務所」で養成を受けて、たくさんの方に出会い、多くのことを学ばせていただきました。それを糧に、私は、一年間の養成を終え、鹿児島県の「法テラス」に向かいます。

「法テラス」は、国選刑事弁護を始め、法的サービスを受けるのに経済的援助を必要とする人々のためにあります。「法テラス」のスタッフ弁護士として、一人でも多くの人の笑顔を取り戻すお手伝いができるように頑張ります。

私の養成を引き受け、ご指導頂き、支えて下さいました前田先生、勇一先生、令枝先生、小宮先生、中村先生、ほんとうにありがとうございました。とってもお世話になった事務局の橋本さん、森さん、高津さん、佐藤さん、平島さん、石橋さん、ほんとうにありがとうございました。どうぞ皆様、澄み渡る福岡の「あおぞら」を見上げたとき、鹿児島島の「あおぞら」に向かって応援してください。そして、皆様、これからもどうぞよろしくお願致します。皆様いついつまでも、お元気で!

弁護士 上代世田 嘉隆



〒810-0041  
福岡市中央区〇〇町〇丁目〇番〇号  
青空 花子 様

平成 20 年9月2日

福岡地方裁判所第〇刑事部  
裁判所書記官 〇〇 一郎 公印

裁判員等選任手続期日のお知らせ(呼出状)

当裁判所で審理を行う刑事事件(平成21年(わ)第〇号)について、裁判員(及び補充裁判員)を選任する手続を行いますので、平成21年10月26日(月)午前9時30分まで当裁判所本館〇階〇〇〇までお越し下さい。

なお、あなたが裁判員(又は補充裁判員)に選任された場合には、平成21年10月27日(火)から平成21年10月29日(水)までの間、裁判員(又は補充裁判員)として参加していただくことが予定されています。このうち、公判などが予定されている日(当裁判所にお越しいただく日)は、次のとおりです。……